

山形県公報

令和元年 8 月27日(火) 第33号

······

毎週火・金曜日発行

目	次
	· · ·

告 示

○指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	総合支庁地域健康福	祉課) …409
○指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止(同) … 同
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障	害福祉サービス	
事業者の指定に係る事業の廃止(同) … 同
○民有保安林の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	…(森林ノミクス推	進課) …410
○二級建築士の免許の取消し	(建築住	宅課) … 同
公告		
○一般競争入札の公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(建設企	画課)…同

告 示

山形県告示第247号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和元年8月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
一般社団法人寒河江市西村山	寒河江市西村山郡訪問看護ステーション	足之處美榮神松道	₩₩20 0 20
郡訪問看護事業団	寒河江市中央二丁目2番1号	居宅療養管理指導	平成30. 9.30

山形県告示第248号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のと おり廃止する旨の届出があった。

令和元年8月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	 廃止年月日
一般社団法人寒河江市西村山	寒河江市西村山郡訪問看護ステーション	介護予防居宅療養	平成30. 9.30
郡訪問看護事業団	寒河江市中央二丁目2番1号	管理指導	一 一

山形県告示第249号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和元年8月27日

山形県知事 吉 村 美栄子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービス の種類	廃止年月日
株式会社アイ・タックルハーモニー ニー 天童市石鳥居一丁目4番41号	巡るの畑 天童市石鳥居一丁目4番41号	就労継続支援(A型)	令和元. 7.31
株式会社アイ・タックルハーモ ニー 天童市石鳥居一丁目4番41号	巡るの畑 天童市石鳥居一丁目4番41号	就労継続支援(B型)	同

山形県告示第250号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。 令和元年8月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定に係る保安林の所在場所 鶴岡市五十川字鳶ヶ坂1-1、2-2
- 2 指定の目的落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - イ 主伐に係る伐採を禁止する。
 - ロ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第251号

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、二級建築士の免許を次のとおり取り消した。 令和元年8月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 免許の取消しをした年月日
 - 令和元年8月7日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及び登録番号 佐々木 忠勝 第5346号
- 3 免許の取消しの理由

建築士法第8条の2第1号の規定による届出があったため

公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県建設事業情報総合管理システム運用管理業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年8月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)
 - (2) 日時 令和元年10月8日(火)午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県建設事業情報総合管理システム運用管理業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 令和元年11月1日から令和6年6月30日まで
- (4) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち令和元年11月分から令和2年3月分までの5箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち令和元年11月分から令和2年3月分までの5箇月分に相当する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
 - (1) から(7) までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあっては、(7) から(11) までに掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
 - (2) 平成31年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成31年2月8日付け県公報第3018号)により公示された資格を有すること。
 - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 次のいずれにも該当しないこと(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。)。
 - イ 役員等(入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその 支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に 関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。
 - ロ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同 じ。) 又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的 に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
 - (5) JIS Q 15001の基準に適合することによるプライバシーマークの使用許諾を受けていること。プライバシーマークの使用許諾を受けていない場合にあっては、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001 (ISO/IEC27001) の基準に適合することによる認証を受けていること。
 - (6) 平成26年8月以降に国、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、山形県建設事業情報総合管理システムと類似のシステムに係る運用管理業務又は開発業務を受託した実績があること(共同企業体の構成員として当該業務を受託し、当該業務の主たる部分を実施した実績があることを含む。)を証明できること。
 - (7) 調達する役務に関し、遂行可能な体制が十分に整備されており、当該役務を確実に提供できることを証明できること。
 - (8) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(5)までの要件を満たしていること。
 - (9) 共同企業体の代表構成員が(6)の要件を満たしていること。
 - (10) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。また、代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
 - (11) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

山形市松波二丁目8番1号 山形県県土整備部建設企画課システム開発担当 電話番号023(630)2673

- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規

則第9号。以下「規則」という。) 第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
 - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあっては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあっては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和元年9月17日(火)午後4時までに山形県県土整備部建設企画課システム開発担当に提出するとともに、併せて3の(5)から(7)までに係る事項を証明する書類(共同企業体にあっては、3の(7)から(10)までに係る事項を証明する書類((8)に係る事項を証明する書類にあっては、(5)に掲げる要件を満たすことを証明するものに限る。)。以下「証明書等」という。)を提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、入札日の前日までに証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
 - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
 - (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
 - (4) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
 - (1) Nature and quantity of the services to be required: Operation Management Service for the Yamagata Prefecture Construction Works Information Management System: 1 set
 - (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. October 8, 2019
 - (3) Contact point for the notice: Construction Planning Division, Land Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2673

